Daiwa Institute of Research



~制度調査部情報~

2008年2月1日 全2頁

マネー・ローンダリング法、 犯罪収益移転防止法、施行

制度調査部 堀内 勇世

【要約】

- ■マネー・ローンダリング(資金洗浄)対策法などと呼ばれる、犯罪収益移転防止法の本格的施行日が決定した。
- ■施行日は、今年3月1日となった。
- ■本人確認、本人確認記録の作成などが義務付けられる事業者の範囲が拡大する。

1. 施行日、決定

- 〇一般に、マネー・ローンダリング(資金洗浄)対策法などと呼ばれる、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、略して、「犯罪収益移転防止法」の本格的な施行が、今年(2008年)3月1日と正式に決まった(注1)。
 - (注1) 施行日は、2008年(平成20年)2月1日付の官報(号外第18号)に掲載の「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令」によって決定した。なお同じ官報に「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」などが掲載されている。
- ○犯罪収益移転防止法とは、犯罪組織によるマネー・ローンダリング(資金洗浄)の防止やテロ資金 対策のため、本人確認や記録の作成・保存、疑わしい取引の国への届出などを一定の者に義務付け る法律である。もともと、別の法律で規定していたが、義務付ける者の範囲を拡大するなどの改正 をして、新しい法律として成立したものである(注2)。
 - (注 2) 別の法律とは、「本人確認法」(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律)と、「組織的犯罪処罰法」(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律)である。犯罪収益移転防止の本格的な施行に伴い、本人確認法は廃止され、組織的犯罪処罰法の一部の規定が削除されることになっている。
- ○国家公安委員会(警察庁の上部組織といえる)に疑わしい取引の情報が集まるようにする改正の部分だけが、他の大部分の改正に先立って、昨年(2007年)4月1日から施行されていた。

2. 概略

(1) 本人確認の義務等

- ○本人確認義務、本人確認**記録の作成**義務や7年間の保存義務などが規定されている。
- ○今回の本格的施行に伴い、**義務者**が従来の金融機関等に加えて、ファイナンス・リース業者、クレジット・カード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業者、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等に**拡大**した。
- ○なお、弁護士及び弁護士法人については、本人確認、本人確認記録の作成などの義務は、日本弁護士連合会の会則の定めるところによると定めている (注3)。
 - (注3) この点については、以下の日本弁護士連合会のホームページ参照。
 - 会長声明

http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/070213.html

「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程」
http://www.nichibenren.or.jp/ja/jfba_info/rules/kaiki.html

(2) 疑わしい取引の届出

- ○また、上記の本人確認を義務付けられた事業者は、一定の犯罪行為から生じた財産などであるとの 疑いや、一定の犯罪行為から生じた財産などを隠匿しようとしているとの疑い等があるときには、 **国(監督官庁)に届出**をしなければならないと規定されている。
- ○ただし、疑わしい取引の届出の義務者から、弁護士・司法書士・行政書士・公認会計士・税理士等 は除かれている。

3. 参考HP

○JAFIC (犯罪収益移転防止管理官) のホームページ

http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm